



スカパーJSAT  
PSD-R-第06-001号

# ライブコムサービス 料金表

第4版  
(平成18年4月)

スカパーJSAT株式会社

## ライブコムサービス料金表 目次

通 則		1
	1 料金の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 料金の計算方法	1
	4 消費税相当額の加算	1
	5 料金の減免	1
	6 月額料金の日割	1
	7 端数処理	2
	8 料金等の支払期日	2
	9 料金前払いに伴う料金の減額	2
第1表	ライブコム専用料	4
第1	SAO専用料	4
1	適用	4
2	料金	5
	2-1 SAO専用料の額	5
	2-2 基本料の額	5
	2-2-1 SAOデータの基本料の額	5
	2-2-2 SAO音声の基本料の額	5
	2-2-3 SAOデータ・音声の基本料の額	5
第2	SAOコミット専用料	6
1	適用	6
2	料金	6
第2表	SAO解除料	7
1	適用	7
2	SAO解除料の額	7
第3表	SAO登録手数料	8
1	適用	8
2	SAO登録手数料の額	8
第4表	SAOコミットサービス契約者設備管理手数料	9
1	適用	9
2	SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の額	9
第5表	SAOサービス契約者設備変更手数料	10
1	適用	10
2	SAOサービス契約者設備変更手数料の額	10
第6表	無線局免許取扱手数料	11
1	適用	11
2	無線免許取扱手数料の額	11
附 則		12

## 通 則

## 1 料金の適用

当社は、ライブコムサービスに係る料金を、このライブコムサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

## 2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。その場合の料金は、変更後の料金表によります。

## 3 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

## 4 消費税相当額の加算

ライブコムサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

- ア 第35条(ライブコム専用料の支払義務)
- イ 第37条(SAO登録手数料の支払義務)
- ウ 第38条(SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の支払義務)
- エ 第39条(SAOサービス契約者設備変更手数料の支払義務)
- オ 第40条(無線局免許取扱手数料の支払い義務)

## 5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、そのライブコム専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づきライブコム専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

## 6 月額料金の日割

当社は次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

- ア 暦月の初日以外の日にご利用開始日が到来したとき。
- イ 暦月の末日以外の日にご利用終了日又は契約解除日が到来したとき。
- ウ 暦月の初日以外の日にご利用事項の変更又は料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
- エ 約款第41条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。

- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

## 7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8 料金等の支払期日

- (1) 専用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 SAO専用料	利用開始日が属する月の翌月末から毎月、当月分としてその翌月の月末
2 SAOコミット専用料	ア イ以外のもの 利用開始日が属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 (利用開始日がその月の15日以降の場合は、その月のSAOコミット専用料に限り翌月の15日) イ 一括前払いを行うもの 一括前払いの対象期間分として、当該対象期間の初日が属する月の末日 (当該対象期間の初日がその月の15日以降の場合は、その月の翌月の15日)
3 SAO解除料	専用契約の解除の日から14日以内の日
4 SAO登録手数料	利用開始日が属する月の翌月末
5 SAOコミットサービス契約者設備管理手数料	利用開始日が属する月の翌月末から毎月、当月分としてその翌月の月末
6 SAOサービス契約者設備変更手数料	契約者設備の数を減少した日が属する月の翌月末
7 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月末、但し電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日が属する月の翌月末又はその免許の日に応答する日が属する月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 専用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は専用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する専用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その専用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。

## 9 料金前払いに伴う料金の減額

- (1) SAOコミット専用契約者は、SAOコミット専用料について当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に前払いすることができます。ただし、当該月分のSAOコミット専用料が日割によるものであるとき、又はSAOコミット専用料が支払期日までに支払われていないときは、その月にはこの一時払いはできません。

(2) 当社は、SAOコミット専用契約者が前項の規定に基づく一時払いによりSAOコミット専用料を支払う場合は、そのSAOコミット専用料を次の割引率で減額します。

区 分	割引率
1 6か月分のSAOコミット専用料を一時払いにより支払う場合	1.25%
2 1年分のSAOコミット専用料を一時払いにより支払う場合	2.75%

(3) 一時払いによりSAOコミット専用料が支払われたSAOコミットサービスについて、支払いを受けたSAOコミット専用料の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、前項の規定にかかわらず、そのSAOコミット専用料の取扱いは次のとおりとします。

区 分	SAOコミット専用料の取扱い
1 料金の改定等があったとき。	<p>月額で定められているSAOコミット専用料の額が増加したとき。</p> <p>支払いを受けたSAOコミット専用料の対象期間中のSAOコミット専用料(変更前のSAOコミット専用料及び変更後のSAOコミット専用料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額をSAOコミット専用料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けたSAOコミット専用料の額との差額を支払っていただきます。</p> <p>月額で定められているSAOコミット専用料の額が減少したとき。</p> <p>期間中のSAOコミット専用料(変更前のSAOコミット専用料及び変更後のSAOコミット専用料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額をSAOコミット専用料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けたSAOコミット専用料の額との差額を返還します。ただし、返還されるSAOコミット専用料に対しては利息を付しません。</p>
2 専用契約の解除があったとき。	<p>支払いを受けたSAOコミット専用料の対象期間中の初日から専用契約の解除があった日(利用期間が1ヶ月に満たない場合は、利用開始日から起算して1ヶ月が終了する日)までのSAOコミット専用料を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けたSAOコミット専用料の額との差額を返還します。ただし、返還されるSAOコミット専用料に対しては利息を付しません。</p>

## 第1表 ライブコム専用料

## 第1 SAO専用料

## 1 適用

SAO専用料の適用については、約款第35条(ライブコム専用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

種 類	品目	品名	内容
1 SAOデータ	符号品目	64kbps	通常、最大概ね64kbpsの符号を伝送することが可能なもの
2 SAO音声	符号品目	64kbps	通常、最大概ね64kbpsのデジタル符号化された音声を伝送することが可能なもの
3 SAOデータ・音声	符号品目	64kbps	通常、最大概ね64kbpsの符号又はデジタル符号化された音声を伝送することが可能なもの。
備考			
1 当社は、SAOサービスに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。 2 SAO音声及びSAOデータ・音声の音声信号の伝送は、当該サービスのSAO専用契約者の利用の要求が集中したときは、電気通信回線の設置が著しく困難になることがあります。 3 当社は、SAO音声及びSAOデータ・音声の提供については、当社の電気通信回線の設置等の都合によりSAOサービスの契約者設備が10以上のSAO専用契約者にのみ提供する場合があります。 4 SAO専用契約者は、SAOデータ・音声について、符号と音声を同時に伝送することはできません。			

2 料金

2-1 SAO専用料の額

一の専用契約につき月額

SAO専用料の額	
各種類ごとに算出される料金の額を合算した額	
備考	種類ごとに算出される料金とは、各種類に係る基本料の額に、各種類ごとの契約者設備の数を乗じた額とします。

2-2 基本料の額

2-2-1 SAOデータの基本料の額

一の契約者設備につき月額(単位:円)

SAOデータの基本料の額	
1	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が2以上19までのとき 39,800
2	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が20以上49までのとき 33,500
3	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が50を超えるとき 29,500

2-2-2 SAO音声の基本料の額

一の契約者設備につき月額(単位:円)

SAO音声の基本料の額	
1	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が10以上19までのとき 39,800
2	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が20以上49までのとき 33,500
3	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が50を超えるとき 29,500

2-2-3 SAOデータ・音声の基本料の額

一の契約者設備につき月額(単位:円)

SAOデータ・音声の基本料の額	
1	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が10以上19までのとき 49,800
2	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が20以上49までのとき 41,800
3	一の専用契約に基づく契約者設備の総数が50を超えるとき 36,800

## 第2 SAOコミット専用料

## 1 適用

SAOコミット専用料の適用については、約款第35条(ライブコム専用料の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

品目	品名	内容
符号品目	64kbps	通常、概ね64kbpsの符号又はデジタル符号化された音声を伝送することが可能なもの。

## 2 料金

一の専用契約につき月額(単位:円)

SAOコミット専用料の額
1,280,000

## 第2表 SAO解除料

## 1 適用

SAO解除料の適用については、約款第36条(SAO解除料等の支払義務)の規定によります。

## 2 SAO解除料の額

一の専用契約ごとに

SAO解除料の額
専用契約の解除の日の翌日を起算日として3ヶ月が経過する日までの期間、解除時点における当該専用契約事項に基づくサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額

## 第3表 SAO登録手数料

## 1 適用

SAO登録手数料の適用については、約款第37条(SAO登録手数料の支払義務)の規定によります。

## 2 SAO登録手数料の額

一の専用契約ごとに(単位:円)

SAO登録手数料の額
120,000

## 第4表 SAOコミットサービス契約者設備管理手数料

## 1 適用

SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の適用については、約款第38条(SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の支払義務)の規定によります。

## 2 SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の額

一の契約者設備につき月額(単位:円)

SAOコミットサービス契約者設備管理手数料の額
6,000

## 第5表 SAOサービス契約者設備変更手数料

## 1 適用

SAO契約者設備変更手数料の適用については、約款第39条(SAO契約者設備変更手数料の支払義務)の規定によります。

## 2 SAOサービス契約者設備変更手数料の額

一の専用契約ごとに

SAOサービス契約者設備変更手数料の額
契約者設備の数を減少日の翌日を起算日として3ヶ月が経過する日までの期間、当該契約者設備の数を減少せずにSAOサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる当該契約者設備に係る料金相当額

第6表 無線局免許取扱手数料

1 適用

無線局免許取扱手数料の適用については、約款第40条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

無線局免許取扱手数料の適用	
無線局免許取扱手数料の算定	地球局設備等に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費及び電波法関係手数料を合計して算定します。

2 無線免許取扱手数料の額

地球局設備1設備ごと

項目	区分	価格等
(1) 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費	ア 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
(2) 電波法関係手数料		電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

## 附 則

(実施期日)

この料金表の実施期日は、平成9年3月19日付で郵政大臣に認可申請を行ったライブコムサービス契約約款の実施期日と同日とします。

## 附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年8月20日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改定規定実施の際に、従前の規定により締結されているライブコムサービスの随時専用契約は、前条(実施期日)の実施の日より、ライブコムサービス契約約款の規定により締結されたアナログライブコムサービスの専用契約とみなします。

## 附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成15年2月26日から実施します。

## 附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成18年4月1日から実施します。

---

資料名 ライブコムサービス料金表

資料番号 PSD-R-第06-001号

平成 9年 4月 1日 第1版  
平成 14年 8月 20日 第2版  
平成 15年 2月 26日 第3版  
平成 18年 4月 1日 第4版

スカパ - J S A T 株 式 会 社  
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0

---

(不許複製、禁転載)